

不利益処分

処分名	騒音の防止等の改善命令（特定工場等）
根拠法令	騒音規制法第12条第2項
所管課	環境対策課

1 処分の内容

期限を定めて，改善を命ずる。

2 処分の要件

- (1) 届出があった場合において，計画変更の勧告に従わず，その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより，その特定工場等の周辺の生活環境の実態，苦情の申出の有無，暗騒音等の状況に即して周辺の環境を良好な状態に保持する必要があると認めるとき。
- (2) 指定地域内に設置されている特定工場等において，改善勧告に従わず，発生する騒音が規制基準に適合しないことにより，その特定工場等の周辺の生活環境の実態，苦情の申出の有無，暗騒音等の状況に即して周辺の環境を良好な状態に保持する必要があると認めるとき。